

令和7年3月吉日

出荷者各位

東京食肉市場株式会社

『ヨロイ』付着時における制度変更について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より当市場へのご出荷につきまして格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、表題の件につきまして、令和3年6月より『HACCPに基づく衛生管理』が制度化され、当市場におきましても、東京都中央卸売市場食肉市場並びに東京都芝浦食肉衛生検査所の指導の下、HACCPに沿った衛生管理の制度化をいたしました。

衛生管理の制度化に伴う『と畜解体における危害要因分析及び重要管理点』につきましては、と畜場法第6条・第9条に基づいて決定をしております。(別紙参照)

また、Cライン改修工事終了に伴い、更なる牛肉輸出施設としての認定を取得するため、より一層の徹底した衛生管理に取り組んでまいります。そのため、汚染物質となる『ヨロイ』の取扱につきましては厳格に対処をしていかなければなりません。

令和7年4月1日と畜分より、生体搬入時に『ヨロイ』が体表に付着したものについては下記の通り制度変更となりますので、『ヨロイ』の除去を実施の上、ご出荷いただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

(1)ヨロイ除去不可→荷受不可

荷受不可となった生体の事故やその他のと畜場への輸送等にかかる手配・作業・費用については出荷者負担となります。

(2)出荷者及び関連業者によるヨロイ除去

と畜及び上場順位が変更となり、販売日における上場順位が最後となります。

共励会及び研究会の出品牛におきましては審査対象外となります。

生体移動に伴う事故発生につきましては補償対応となりません。

以上

別紙 1

と畜場法第 6 条に基づくと畜場の衛生管理

第 6 条：厚生労働大臣は、と畜場の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(次項において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

1：と畜場の内外の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

2：食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

と畜場の設置者又は管理者は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。

と畜場法第 9 条に基づくと畜業者等の講ずべき衛生措置

第 9 条：厚生労働大臣は、獣畜のとさつ又は解体の衛生的な管理その他公衆衛生上必要な措置(次項において「公衆衛生上必要な措置」という。)について、厚生労働省令で、次に掲げる事項に関する基準を定めるものとする。

1：と畜場内の清潔保持、汚物の処理、ねずみ及び昆虫の駆除その他一般的な衛生管理に関すること。

2：食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。

と畜業者その他獣畜のとさつ又は解体を行う者(以下「と畜業者等」という。)は、前項の規定による基準に従い、厚生労働省令で定めるところにより公衆衛生上必要な措置を定め、これを遵守しなければならない。